第三十八条の前に次の節名を付する。

第二節　電気事業者に係る納付金の納付

第三十八条を次のように改める。

（電気事業者に係る納付金の徴収及び納付義務）

第三十八条　推進機関は、第十五条の三の規定により算定した額が零を下回った場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴収する。

２　電気事業者は、前項の納付金（次条において単に「納付金」という。）を納付する義務を負う。

第三十八条の次に次の一条及び一節を加える。

（納付金の額の決定、通知等）

第三十九条　推進機関は、前条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額、納付の期限その他必要な事項を通知しなければならない。

２　第二条の五第二項及び第三十四条の規定は、納付金について準用する。この場合において、同項中「認定事業者」とあり、並びに同条第一項、第三項及び第四項中「小売電気事業者等」とあるのは、「電気事業者」と読み替えるものとする。

第三節　納付金徴収等業務

（徴収等業務規程）

第四十条　推進機関は、第三十一条第一項及び第三十八条第一項の納付金（次条において「納付金」と総称する。）の徴収並びに交付金の交付の業務（以下この節及び第五十二条第三項において「納付金徴収等業務」という。）の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について徴収等業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る徴収等業務規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　納付金徴収等業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三　認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者、小売電気事業者及び登録特定送配電事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

３　経済産業大臣は、第一項の認可をした徴収等業務規程が納付金徴収等業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その徴収等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（納付金の運用）

第四十一条　第十五条の十五の規定は、納付金の運用について準用する。

（帳簿）

第四十二条　推進機関は、経済産業省令で定めるところにより、納付金徴収等業務に関する事項で経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

第五章中第六十七条を第四十三条とし、第六十八条から第七十三条までを二十四条ずつ繰り上げる。

第七十四条第二項中「一般送配電事業者、特定送配電事業者」を「認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、送電事業者」に改め、第六章中同条を第五十条とする。

第七十五条の見出し中「国等」を「国」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条を第五十一条とする。

第七十六条第一項中「一般送配電事業者」を「認定事業者、一般送配電事業者、配電事業者」に、「認定事業者」を「送電事業者」に改め、同条第三項中「指定入札機関」を「推進機関」に、「の状況」を「、積立金管理業務及び納付金徴収等業務の状況」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

６　経済産業大臣は、第一項の規定により報告を受けた事項その他この法律の規定により収集した情報を整理して、認定計画の実施の状況に関する情報を公表するものとする。

第七十六条を第五十二条とし、第七十七条から第七十九条までを二十四条ずつ繰り上げ、第七章中第八十条を第五十六条とし、第八十一条を第五十七条とする。

第八十二条中「第四十六条第一項、第六十二条又は第六十九条第九項」を「第四十五条第九項」に改め、同条を第五十八条とする。

第八十三条中「第五十条第二項」を「第八条の三第二項」に、「指定入札機関」を「推進機関」に改め、同条を第五十九条とする。

第八十四条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条を第六十条とする。

第八十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「若しくは第四項」を「から第五項まで」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第七十六条第一項」を「第五十二条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第六十一条とする。

第八十六条中「ときは、その」を「場合には、当該」に、「指定入札機関又は調整機関」を「推進機関」に改め、同条第一号中「第四十四条又は第五十九条」を「第八条の三第一項」に改め、「又は調整業務」を削り、同条第二号中「第四十五条又は第六十一条」を「第八条の四、第十五条の十六又は第四十二条」に改め、同条第三号中「第七十六条第三項若しくは第四項」を「第五十二条第三項」に、「同条第三項若しくは第四項」を「同項」に改め、同条を第六十二条とする。

第八十七条中「第八十四条又は第八十五条」を「第六十条又は第六十一条」に改め、同条を第六十三条とする。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第四条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百七条第四項及び第五項の規定による立入検査

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「液化、海外における」を「液化及び貯蔵並びに」に、「及びこれに附属する選鉱、製錬その他の」を「、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する」に改め、「この号」の下に「、第四号及び第十四条第一項」を加え、「採取に必要な資金」を「採取」に改め、「（第十二条第三号及び第十四条第一項において「権利譲受け資金」と総称する。）」を削り、同項第三号中「液化」を「液化及び貯蔵」に、「及びこれに附属する選鉱、製錬その他の」を「、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する」に改め、同項第四号中「をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）、海外における」を「、可燃性天然ガスの液化並びに」に、「をする権利その他これら」を「及び採掘等をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）その他これ」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十三条の三の規定による燃料の調達を行うこと。